

税条例改正

負担調整でゆるやかな上昇に

＝固定資産税＝

4月4日に開かれた臨時町議会で、町税条例と国民健康保険税条例が改正されました。二つの条例の主な改正点をお知らせします。

町税条例

- ① 固定資産税の年税額が3,900円以下の場合、1期の納期で納めることになりました。
- ② 昭和63年度は固定資産の評価替えの年にあたります。この評価替えによる、固定資産税の上昇を抑えるため、負担調整が行なわれることになりました。
- ③ たばこ消費税の税率の特例が1年間延長されました。
- ④ 居住用財産を譲渡した場合の長期（所有期間が10年を超える）譲渡所得に係る町民税の分離課税の税率が次のように改められました。
 - (ア) 特別控除をしたあとの譲渡益が4,000万円以下の部分2.7パーセント（他に県民税1.3パーセント）
 - (イ) 特別控除をしたあとの譲渡益が4,000万円を超える部分3.4パーセント（他に県民税1.6パーセント）

- ⑤ 昭和63年度に限り、固定資産税の第一期の納期が5月に変更されました。

(注) 上記の④は明年度から、その他は本年度から適用されます。

国民健康保険税条例

- ① 課税の限度額が40万円に改められました。
 - ② 所得の低い世帯に対する軽減額が次のように改正されました。
 - (ア) 6割軽減の対象世帯
 - 均等割 4,200円→5,400円
 - 平等割 6,600円→8,400円
 - (イ) 4割軽減の対象世帯
 - 均等割 2,800円→3,600円
 - 平等割 4,400円→5,600円
- いずれも本年度から適用されます。

なお、国民健康保険税の税率（所得割、資産割、均等割）は今までどおりです。

子どもの目を守るポイント

テレビを見るとき



近視などの目の屈折異常は、小学生で約18%、中学生では約

目の危険信号

へこういうしぐさは

子どもの目

今日、「子どもの体が危ない」といわれています。偏食、運動不足、肥満、ストレスなど、世の中のひずみは子どもにあらわれやすいからです。親がどう防波堤になってやれるか、その真価が問われてきます。今月からシリーズで子どもの健康をおとどけます。

子どもの健康づくり

シリーズ①

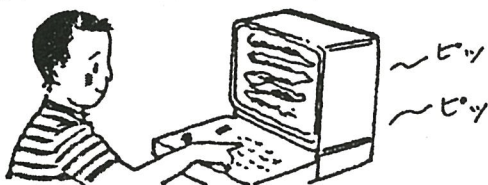
保健婦メモ

36%にも達しています。勉強、狭い部屋でのテレビ、マイコンやテレビゲームなどで、子どもたちの目も疲れがみ。次のようなしぐさは目の危険信号なので、眼科医に早めにももらいましょう。

- ① 目を細めてものを見る。
- ② 上目づかいをしたり、首をかしてものを見る。
- ③ 本を近づけたり、テレビに近づいて見る。
- ④ 目をよくこする。
- ⑤ つまずきやすく、動作が鈍くなる。
- ⑥ 根気がなくなる、など、近視予防や疲労防止には、図のようなことが大切です。

テレビゲームやマイコンをするとき

- 画面に反射光がちらつかないように。



「健康ファミリー」から